

第 12 回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 12 月 24 日（金） 午後 13 時 55 分～午後 13 時 50 分

2 開催場所 大月市民会館 4 階会議室

3 出席委員

1 番 米山 義一 2 番 西村 恒男 3 番 山崎 公江 4 番 小宮 広督

5 番 須藤 時夫 6 番 欠 席 7 番 山田 政文 8 番 鈴木 明雄

9 番 原 泉 10 番 安藤 睦美 11 番 平山 正幸 12 番 清水 秀幸

13 番 矢頭 恵造 14 番 久嶋 昇

欠席 6 番 佐藤 孝義委員

4 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 30 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対し
意見を求める件

議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し
意見を求める件

議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の許可後の計画変更申請に対し
意見を求める件

議案第 33 号 非農地証明交付に対し承認を求める件

日程第 3 報告第 9 号 転用確認証明交付に関する報告

日程第 4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 定刻前ですが、皆さんお揃いのようです。年末のお忙しい時ですので一寸早めですけど始めたいと思います。

それでは互礼を行います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。
ただいまより、令和3年第12回農業委員会総会を開催いたします。
会長挨拶。米山会長よろしく申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは、今年も余す処あと1週間となりました。年末のこの時期色々と皆さんお忙しい中、令和3年第12回の大月市農業委員会の総会にご出席頂きまして誠に有難うございます。

この1年を振り返って見ますと、今年は私たちの生活の多くの行事等がコロナ禍で限られ、規制された中での活動で有りました。

そんな中での、当農業委員会に於きましては本日まで、年12回の定期総会が無事開催できる運びとなりました。

また、9月の農地利用最適化推進委員の皆さんと共に実施されました、毎年恒例の農地利用状況調査も無事終了する事が出来ました。

他にもこの1年間色々と委員の皆様方にはご指導、ご協力を賜りながらスムーズに活動出来ました事を厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

また来年、令和4年もよろしくお願い致します。

さて本日の案件は、農地法第3条案件の申請が3件と第5条案件の申請が1件、それに5条の許可後の計画変更に対して意見を求める件と、非農地証明の交付の申請となっております。

毎回の事ですが、本会議がスムーズに進行されますよう、皆様にご協力をお願い申し上げ挨拶といたします。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会 長 本日は、佐藤孝義委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言いたします。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議 長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいた

します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。

10番、安藤睦美委員、11番、平山正幸委員を指名いたします。

日程第2 議案第30号

議長 議事に入ります。議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請に対し、許可を求める件を上程します。申請番号1・2につきましては申請者が同一であり、関連が有りますので一括審議したいと思います。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、申請番号1・2について続けて説明いたします。

2ページの地図と3・4ページの写真を併せてご覧ください。

申請番号1番からです。申請地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、地目は畑で面積は○○㎡です。

譲渡人は○○○○、譲受人は○○○○です。こちらは有償での売買になります。

続きまして、申請番号2は、譲渡人が違いますが、同じく○○○○○○○○○○○○○○○○○○で、地目は畑で面積は○○○㎡です。

譲渡人が○○○○、譲受人は先程と同じく○○○○です。こちらは贈与と言う無償での所有権移転になります。

場所は、○○の○○○から北上し、○○○○を超えて西側にある○○○の○○の西になります。字は違いますが、隣接しております。

目的は、農業経営の拡大です。譲受人の○○○○は、○○○の○○をしています。

この度、○○に隣接する農地を買い入れ、農業経営を広げたいと言う事で申請が有りました。

譲受人は現在、○○○○○の北側などに○○○㎡の農地を所有していますが、陽当たりや鳥獣被害のため、より条件の良く自宅に近い場所に農地を求めたいと言う計画です。

現地は、3ページの写真を見て頂ければ、耕作可能や耕作中、所有地は4ページ写真のと通りの状況で耕作しているか、草刈などを行っている状況

で、少し陽当たりが悪かったりしていますが、それなりに管理している状況です。

一度に二つと言う事ですけど、一方は売買、一方は贈与と言う事で、相手が違っている形になります。

以上ご審議をお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の平山正幸委員をお願いします。

平山委員

16日の木曜日、米山会長・事務局と一緒に申請地、それから現に所有している土地を見に行きまして。

事務局説明のとおりでございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚の関係にあって、それで無償移転となっているようであります。

〇〇は、娘が婿を取りまして、後継者が居りますので農業をしっかりやられる事と思います。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上をお願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可と決定いたします。

議 長

事 務 局

続きまして、申請番号3について、事務局に説明を求めます。

5ページの地図と6・7ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑で面積は合計〇〇〇㎡になります。

譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇の〇〇〇から〇〇〇〇に向かう市道に入って100m程の所に位置しています。

目的は農業経営の拡大です。譲渡人の〇〇〇〇さんは現在、〇〇〇の方に住んでおられて、農地を持っていても耕作出来ないという事で、処分を考えていたと言う事も有ります。

事務局

る件を上程致します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

申請番号 1 について説明いたします。

9 ページの地図と 10 ページの写真をご覧ください。

申請地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、地目は畑で面積は合計で○○㎡です。

賃貸借になりまして、賃貸人は○○○○、賃借人は○○○○○○○○○○です。

場所は、○○○から○○○○○○○に入り、バスの転回所から 100m 程○○に向かう○○○○○○の道沿いになります。

一ヶ所太陽光を隣にしている所は有りますけど、周囲は殆ど山林と言う状況です。

転用目的は、資材置場です。○○○○○は、○○○○○○に本社を置く○○○○会社で、現在ある資材置場が手狭になってきたため、新たに資材置場を広げる計画です。

賃貸人の○○○○○は○○○○○○の代表で、自分の所有する土地を、自分の会社に賃貸する形となります。

計画では、建設で出てきたコンクリート殻、河川工事が出てきた砕石など○○㎡程の広さに置く計画です。

なお、この場所は山間部で周囲は山林・斜面となっており、一部は斜面のため利用出来ない形になってはいますが、そこを使いたいと言う事です。

また、○○○○○の方は進入路として利用する計画でおります。

なお、この土地について○○○○○は平成 30 年、4 年程前になりますけど、この土地を取得した形になります。

当初は 3 条で取得してはしまして、梅を植えたりしてはしましたが、中々この山の中と言う事で水もなく、鹿の害など有って梅も思うように育たなかったと言う経緯が有りまして、端の方に梅の木を植えた跡が有りますが、3 年以上経っている農地になります。

写真の方をご覧くださいければと思います。一寸広い所ですけど、周りほも

う山の中と言う感じになります。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の清水秀幸委員をお願いします。

清水委員 12月16日、会長・竹下リーダー・事務局と現地確認いたしました。場所は、○○○地区から○○に抜ける○○○○○の○○沿いにあります。

先程、事務局から説明があったとおりであります。この地区は元々斜面の形でした。40年以上前に農業が出来る様にと、土を入れて平らにした所です。

鳥獣害、また水が無い関係で農業するには大変な形で、周囲は山林になっており資材置場として利用するには、周囲に民家が無いので迷惑にならないのではないかと思います。

他の利用は難しいと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可相当と決定いたします。

議案第 32 号

議長 議案第 32 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請に対し意見を求める件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 11 ページをご覧ください。

許可後の計画変更と言うのはあまりないので、こんな感じで議案の方を作りました。

現在○○○で、○○○○の付け替え工事をしておりますが、それについて、6月の会議の時に○○○○○○○○○と云う○○に有る業者ですけど、○○○○○○○○○と云う○○○○○○○○○の隣を資材置場にしたいと言う事で、申請が有りました。

会議の時も許可相当と言う事でも出されていたのですが、それについて一寸、話が複雑になるのですが、当初の〇〇〇の計画では〇〇を作る上部工事は、今年の3月28日に着工して12月28日に完了すると言う計画でした。しかし、〇〇を作る下部工事が遅れたため、8月の着工になってしまいましたので、3月31日まで工期を延ばしたとして、4月末までの一時転用という申請がされました。

この場では、その申請について、許可相当とされていたのですが、県の方で工事が延びたと言う正式文書が無いため、許可の期間が1月末までと言う許可書しかそこでは出なかったという事がありました。

ここで改めて正式な変更契約が、〇〇〇と〇〇〇〇でされたため、改めて許可期間を4月までに延ばしたいと言う申請がされたと言う事です。

何かご質問が有りましたら言って頂ければと思います。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

只今、事務局から説明が有りました。6月の総会で現地は確認しておりますので、今回は現地調査を行いませんでしたが、地区担当の原委員何か有りましたらお願い致します。

原 委員

6月の総会で私の方からこの議案は提出させと頂き、皆さんより許可を頂きました。

ここに来てこんな話になってしまったのですが、事務局の方から説明を頂いたのですが、〇〇の工事に取り掛かったのがかなりずれて、当初の予定だと、10月の28日までに終えなさいと言うような事だったようですが、それにはとても間に合わない。

それは初めから間に合わない事が分かっていて、県の方で指導もしないしと、そんな事の様です。

あとは県の方は係わないので、〇〇〇と〇〇〇〇の方で申請を出しなさいと言う事の様です。

正式な書類が無いと言う事様なので、4月30日までという新たな期限を定めた書類を提出すると、そのためには、もう一回農業委員会にかけて許可を頂くと言う事になったようです。

話がお分かりになったかどうか、大体分かれたのではないかと思いますのですが。

一応こんな事の様です。お願いします。

議長

只今、ただいまの説明について、ご質問がある方。

山田委員

4月30日までに工事が終わって、この橋が通れるようになるという理解でよろしいでしょうか。

場所が忘れてしまって分からないですけど、○の東側の田圃かなんかでしたっけ。

事務局

今、○○を作っているのですが、それが3月一杯までには終わるでしょうと言う契約がされているわけですが、その他にまだ○○○を作ったりとか、○しかできていないので、そこから曲がって行く○を作ったりというと、もう少しかかりますね。

実際に新しい○を通れるようになるにはもう少し掛ると思います。

山田委員

開通は何時になるか、そこが分かれば。

志村課長

以前私が聞いていたのは、年度内に開通と言う事は○○○の方では言っていたのですが、これを見る限りでは一寸遅れているのかなと言う感じはしますね。

原委員

地元にも、まだはっきりとした説明は無いですね。

山田委員

一回新聞に載ったような気がします。

志村課長

年度内に完成すると言う事は、当初から言っているのですが、その後のリリースと言うのは無いですね。

山田委員

少なくともゴールデンウイーク前までにはと言う、そういう感じですね。分かりました。

事務局

ここの申請の場所は、○○○○○○○の西側にある、今はもう資材置場みたいになっているのですが、その場所で、場所も変わらないですし、やる事もそのままですが期間が当初より延びるという変更だけです。

議長

他にございませんか。

質疑が無いようですから、採決致します。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可相当と決定いたします。

議案第 33 号

議 長

議案第 33 号、非農地証明書交付申請に対し承認を求める件を上程致します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局

13 ページの地図と 14・15 ページの写真を併せてご覧ください。

申請者は、〇〇〇〇です。申請者は現在、〇〇〇〇に在住ですが高齢になり、以前相続した土地が農地の地目で有る事が、ずっと気がかりで適正な地目に変更したいと思っておりました。

この度、娘さんを通じて非農地証明の相談が有り、ここで申請が有りました。

申請は、3 筆、2 か所になります。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇の〇〇〇〇の東の〇〇〇〇を北に向かい、脇の登山道を 100m 進んだ周辺に有り、写真を見て頂くと左側の写真は笹が有りますが、その笹の奥が目的地になります。一回り見てきたのですが、急な傾斜の所に松などの雑木が生えている状態でした。

もう 2 筆は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇、地目は畑で併せて〇〇㎡です。

場所は、地図に有るとおり〇〇〇〇の中腹、登山道を登りまして写真にあるその辺と言う事なのですが、〇〇〇〇に〇〇〇〇が有るのですが、こちらの方から登山道を登り脇道に入り、200m 程下った所にあります。

15 ページの方に写真が有ります。明らかに非農地と言う事なのですが、ご了承頂きたいのですが、今回の申請はこちらの事務局が持っている農地台帳には有るのですが地図が出ていなくて、林業担当が持っている林地台帳に地図が移っていたと言う場所でした。

また場所もなかなか特定出来ないという所でしたので、観光担当の方にもご協力頂いて、GPS の携帯なので場所を探しながら来て来たと言う事です。

とても危険が多くて、登山靴で行ったのですが、会長とか担当委員

の方に行ってもらうのには一寸危険だと言う事で事務局だけで見て来たと言う事です。その辺は一寸ご了承頂ければと思います。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議 長 この案件は山間部で、先程事務局で話が有りました様に現地調査は事務局で行いました。

只今、事務局の説明について、何か有りましたら挙手の上お願いいたします。

矢頭委員 これ場所からして、〇〇〇の〇〇部落の上の方になる様なのですが、この場所が農地になっていると言う事は、この周りも農地なのかね。

事 務 局 なっていないと思います。

矢頭委員 ここだけ農地。

事 務 局 浄水場の上の所の農地から大部上に登って行きます。登山道を登って行った所なので、その周りは残っていないのではないかと、こちらにも地図が無くて昔の公図しかないのです。

矢頭委員 開拓もこの前みたいな場所、あの辺までは開拓していたとは思いますが、この場所までは開拓されていないと思う。それが農地になっている事は不思議だと思う。

事 務 局 登記簿では、確かに畑になっています。この場所は林地の台帳に出ているので間違いは無いと思うのですよ。

非常に山のもう頂上に近い方の所に、まだ畑が残っていたと言う形ですね。

矢頭委員 はい結構です。

議 長 他に何かございますか。

質疑が無いようですので、採決します。

この案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、承認したと決定いたします。

程第3 報告事項

議 長 日程第3、報告事項を議題とします。

報告第9号について、事務局に報告を求めます。

事務局

それでは 16 ページになります。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、申請者は〇〇〇〇〇、駐車場への転用ということで、記憶に新しく 10 月の総会で許可になった所です。その時にすでに追認申請と言う事で駐車場と成っておりますので、ここでその場所を確認して、転用証明を発行しました。

以上報告いたします。

議長

ただ今の事務局の報告に対し、質問、意見ございますか。

原委員

この件も私が出した件なのですが、現場を見た時に竹下さんの方から周りの道が狭いと言うような話をされていましたが、道幅の件で問題有ったのでしょうか。

事務局

道幅については特に車が通れる道なので、問題は有りませんでした。県の農務の方からも指摘はありませんでした。

議長

他に何かございますか。意見が無いようですので、承認頂いたものと決定いたします。

程第 4 その他

議長

日程第 4 その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

無いようですので、ここで産業観光課農林業担当よりご連絡がございますので説明を伺いたいと思います。

志村課長

お忙しい処、一寸お時間を頂戴いたします。

産業観光課から農振の除外の受付の開始について、簡単に説明をさせていただきます。

お手元に A4 一枚の紙がお配りしましたので、こちらを一寸ご覧頂ければと思います。

本市では、農振法に基づき県が指定する農業振興地域内で長期に渡り総合的に農業振興を図る地域として大月農業振興地域整備計画の農地利用計画にて、農用地地区を設定し、この区域内での農地転用を制限して優良農地の維持や確保などを行っている処であります。

しかしながら、大月農業振興地域整備計画は全体見直しを、平成 27 年度、また随時見直しを令和 2 年度に行なってきた処ですが、社会情勢

の変化や住宅用地との需要に対して、農用区域内の農地を他の目的に利用に変更する事について、柔軟に対応する事も求められている処であります。

つきましては、農用区域からの除外要件を満たす個別の案件について、緊急性や必要性に留意した上で、大月市総合計画などの土地利用施策との整合性を保ちつつ俗に言います農振の除外、農用区域の除外申し出の受付を令和4年2月1日から2月28日までの1ヶ月間実施致しますので農業委員の皆様にお知らせいたします。

また、申し出の受付については、広報1月号や市のホームページ、更に関係する各団体には通知書の送付により広く周知を行なっていきます。

また、今後手続きが進み農地利用計画の変更の検討の際には、農業委員の皆様から意見を伺うなどの機会も有りますので、大月農業振興地域整備計画が適正に変更出来ますよう、今後ご協力をお願いしたいと思います。

以上で有ります。

議長

只今、説明が終わりました。この件について何かご質問が有りましたらお願いします。

山田委員

農業振興地域については、私の管轄する区域に墓地に何十年も前になっているのに、農振地域に指定された方が時間的に遅いのではないかとこの場所が有るのですよ。

職権と言うか申請をして貰って、現状に相応しい様にする所が有りますので、配慮して頂きたいですが、現状土地利用したくても農振地域になっていてこう言った機会を待っていると言う事も有ります。これはこれで良いのですが、昨年の10月に、この農業委員会で、農家ではなかったのですが、資格は2000㎡以上土地を持ってなかったので、3000㎡近く農地を買って、農業を家族3人で250日以上従事しますと言う事で買われた方が、その一部が農用地地区になっていて〇〇〇〇・〇〇〇〇の現在農用地地区になっている所を駐車場・自動販売機と言う事で、堂々と使っているわけですね、これについては、農業委員会事

事務局から文書を11月と12月に2回出して頂いているのですが、現状2ヶ月近く経つのですが、全く改善されていないと言う状況が有ります。

そうした方が、この申し出に出たらその段階でどういう対応を取られるのか、そこの処をお聞きしたいのですが。

事務局

先程一寸話をしましたが、3年間は3条で取得して少なくとも3年間、3年3作と言うので3年と3回は作らなければ受付はされないと言うのは、農振でも同じ事と思うので、そういう所についてはこちらでもチェックして除外はできませんと言う話をしたいと思っています。

山田委員

要するに受付の段階で受け付けないと言う事で良い。

志村課長

そういう所は注意して、気を付けて申請を受け付けて行きますので、よろしくをお願いします。

議長

よろしいでしょうか。他に何か。

矢頭委員

実は私の所にこういう相談が有りまして、今まで家に住んでいた両親が亡くなりまして、息子たち2人がもう他所に出ているのですね、現在の宅地とその周囲の農地それを処分したいのだけれども、農振になっている。

それで、処分を簡単に出来ないと言う事で、相談を受けたのです。

それで、こういう状況の場合、本人たちは処分したいのですよ、ただそれをどういう処分をするかと言う、あれが無いとまずいようなことが、除外申請をする場合には如何したら良いかと言う事を相談したいのですが、その辺はどうなのでしょう。

志村課長

一寸、個別に色んなお話を伺わないと今ここで、どう言うふうに来るか一寸分からないものですから、2月から正式な受付を始めますので、機会が有ればその前に一度相談頂ければ良いかと思えます。

矢頭委員

1ヶ月あるので、その前に伝えて、〇〇〇の方に住んでいるので、来て貰って相談に行くような事で良いですか。

志村課長

外せる場合も有りますし、色んな条件で外せない場合も有りますので。

矢頭委員

難しいかなと思ったのですが、2月に有ると言う事でこれは良かったなと思っています。

また、そういう手続きを取りますのでよろしくお願いします。

志村課長 個別に対応できればと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 他に何か。

原 委員 前回の整備の計画の見直しと言うのを前日もやっているような話を聞いたのですが、前回何か問題があったのでしょうか。

かなり件数が有ったのだろうか、いろんな問題が出てきたのかお聞きしたい。

農林業担当 昨年度、令和3年3月31日に農振除外の通知を差し上げまして、申請は5名の方から8筆ございました。

原委員よりご指摘いただきましたとおり、前回すでにもう農振がかかっているのにも関わらず、実際、状況として宅地として使ってしまった事で是正とかをするような案件は2件ほどございました。

志村課長 一応そんな形ですので、前回の除外の時に農業委員会にご意見を求めた際に、山田委員さんからもご指摘を頂いたとおり、そういった事に罰則が有るのですと言う事を周知するような形でホームページとかに掲載して適正に手続きをされるようにと言う事で今回は見直しの時の周知をさせて頂くような形を取りたいと思います。

議 長 よろしいでしょうか。他に何かございませんか。質問有りましたらお願いします。無ければこれで説明を終わらせて頂きます。

事務局からございますか。

事務局 (諸連絡)

議 長 以上で、本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

最後に職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。これを持ちまして令和3年第12回大月市農業委員会総会を閉会といたします。

良いお年をお迎えください。

ご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。